

令和2年第3回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和2年3月26日（木）午後1時30分

ところ：三朝町役場 第3会議室

1 開 会

2 前回議事録承認 大丸委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 令和元年度準要保護児童生徒の認定について
- (2) 令和2年度準要保護児童生徒の認定について
- (3) 令和元年度通級指導教室の指導終了及び継続希望について
- (4) 1学期春のふれあい運動について
- (5) 新入学児童への防犯ブザーの頒布及び交通安全啓発品の贈呈について
- (6) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
- (7) 三朝町立小中学校におけるGIGAスクール構想の実現に向けた計画書について

【別紙】

5 議 事

- 議案第6号 三朝町共同学校事務室運営要綱の制定について
- 議案第7号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について
- 議案第8号 三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会
が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関
する規則の制定について
- 議案第9号 三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定に
ついて
- 議案第10号 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第11号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部
改正について
- 議案第12号 令和2年度小中学校職員等の配置について
- 議案第13号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について
- 議案第14号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について
- 議案第15号 令和2年度小中学校医等の委嘱について
- 議案第16号 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱
の制定について
- 議案第17号 三朝町社会教育委員の委嘱について

6 協議事項

- 三朝町教育大綱の改訂にかかる骨子案及び素案について【別紙】
- 三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について【別紙】

7 その他

8 閉 会

次回定例会：令和2年4月 日（ ）： ～

4 報告事項

【教育総務課】

月日	時間	区分	内容
【3月】			
3月4日（水）	9:30-	教 育 長	校長会【三朝町役場】
3月5日（木）	～6日	教育総務	県立高校一般入試
	～19日	三 朝 町	三朝町議会定例会【三朝町役場】
3月7日（土）	～8日	教 育 長	教育長会議【白兔会館】
3月9日（月）	～24日	学 校	小中学校臨時休業
3月10日（火）	9:30-	学 校	中学校卒業式【中学校】
	11:00-	学 校	小学校卒業式【小学校】
3月12日（木）	13:30-	教育委員	第1回教育委員会臨時会【三朝町役場】
	14:30-	学 校	校長会【三朝町役場】
3月13日（金）	～24日	学 校	小学校体育館、校庭開放【小学校】
3月17日（火）		教育総務	自立学習支援プログラム「すらら」ID通知
3月16日（月）	～24日	学 校	中学校体育館、校庭開放【中学校】
3月18日（水）		学 校	中学校部活動再開【中学校】
3月23日（月）	10:00-	教 育 長	中部子ども支援センター修了式【支援センター】
3月26日（木）	13:30-	教育委員	第3回教育委員会定例会【三朝町役場】
	18:30-	教育総務	学校幹部職員送別会【湊泉閣】
3月27日（金）	9:50-	教 育 長	県教育委員会と市町村教育委員会との緊急会議【県庁】
	13:00-	教育総務	県教育行政説明会【倉吉体育文化会館】
	16:00-	学 校 長	臨時校長会
【4月】			
4月7日（火）		学 校	小中学校始業式【小中学校】
4月8日（水）	10:00-	学 校	小学校入学式【小学校】
	14:00-	学 校	中学校入学式【中学校】
4月9日（木）	9:30-	学 校 長	第1回三朝町小中学校校長会【三朝町役場】
4月10日（金）	10:00-	三 朝 町	三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式【ブランナルみささ】
4月13日（月）	13:30-	教 育 長	県市町村教育行政連絡協議会【白兔会館】
4月17日（金）	13:30-	教 育 長	中部子ども支援センター評議委員会【上井公民館】
4月17日（金）	15:00-	教 育 長	郡及び中部教育長会【上井公民館】
4月20日（月）	10:00-	教 育 長	スクラム教育連絡協議会【中部総合事務所】
4月20日（月）	～21日	三 朝 町	三朝町地区別区長会【各地区】

報告第 1 号

令和元年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和元年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成 20 年教委告示第 8 号）第 4 条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第 2 条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第 2 条(1)ア	要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項）
第 2 条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第 2 条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A 会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告第 2 号

令和 2 年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和 2 年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成 20 年教委告示第 8 号）第 4 条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第 2 条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第 2 条(1)ア	要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項）
第 2 条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第 2 条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A 会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告第3号

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成24年教委告示第39号）第6条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級の終了）

第6条 在籍学校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置学校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったと判断するときは、教育委員会に対して通級指導終了書（様式第5号）とともに、保護者へ通級指導終了通知書（様式第6号）を提出するものとする。

(3大目標)

- 1 ふれあい運動（あいさつ運動）をしよう。
- 2 履物をそろえよう。
- 3 ノーテレビデーを推進しよう。

1 令和2年度 三朝町ふれあい運動推進計画

1. 目 的 三朝町の子どもたちに挨拶や声かけをする等、全町をあげてふれあい運動を推進することで子どもたちの健全な育成に努める。
2. 期 日 各学期始まりの5日間を「ふれあい運動推進強調週間」とする。
 - ① 1学期春のふれあい運動（小中学校始業式から5日間）
令和2年4月7日（火）～13日（月）
午前7時30分 ～ 8時10分
 - ② 2学期秋のふれあい運動（小学校始業式から5日間）
令和2年8月27日（木）～9月2日（水）
午前7時30分 ～ 8時10分
 - ③ 3学期冬のふれあい運動（小学校始業式から5日間）
令和3年1月7日（木）～14日（木）
午前7時30分 ～ 8時10分
(※1月11日（月）は成人の日)
3. 方 法 保育園、学校、家庭、地域が期間中一斉に取り組む。
各場所での街頭指導をお願いします。
4. その他
 - ①ふれあい運動の腕章をして、声かけをしていく。
 - ②広報啓発について（広報車パトカー、広報誌、防災無線、お便りなど）

2 履物をそろえよう

- ・ 各保育園、学校、地域の公民館、家庭で実施する。

3 ノーテレビデーを推進しよう

- ・ 各保育園、学校・家庭が連携して取り組む。
- ・ 家族全員でメディアの使い方を話し合い、お互いの心の健康に気を配る。

各市町村教育委員会教育長 様

社会福祉法人鳥取県共同募金会
会 長 清 水 昭 允
(公印省略)

株式会社エフエム山陰
代表取締役社長 瀬 崎 輝 幸
(公印省略)

令和2年度小学校入学児童への防犯ブザーの頒布について（通知）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平素は、安心・安全なまちづくりの一環として「社会の宝」である子どもたちへの犯罪を未然に防ぐための事業に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年度も昨年度と同様に鳥取県共同募金会とエフエム山陰が協働して鳥取県内の新一年生に「防犯ブザー」を頒布することといたしました。

つきましては、「防犯ブザー」を3月下旬に下記のとおり鳥取県小学校長会郡市責任者の学校を通じて、各学校へお送りしますので御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1 送付物品 「防犯ブザー」

- (1) 各学校への頒布数については別添防犯ブザー頒布一覧表のとおりです。
- (2) 各郡市責任者の学校（倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町、琴浦町、南部町、日野町、江府町管内の小学校にあっては、管内共同募金委員会）を通じて頒布します。

2 その他

- (1) 各小学校には別紙（写）のとおり通知しています。

3 問い合わせ先



〒690-8508 松江市学園南1丁目2番1号くにびきメッセ2階
株式会社エフエム山陰 営業局営業部 電話 0852-27-9880



〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
社会福祉法人鳥取県共同募金会 電話 0857-59-6350



令和2年3月3日

三朝町教育委員会事務局
教育総務課長 様

(一財)鳥取県交通安全協会 倉吉地区協会

会長 青木 邦男



小学校新入学児童に対する交通安全啓発品の贈呈について

平素は、交通安全教育の普及にご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。

交通安全協会では児童の交通事故皆無を願い、些小ながら小学校新入学児童全員に交通安全啓発品（下敷）を贈呈させていただくこととしました。

つきましては、誠にお手数ですが各小学校へ配布していただきますようお願い申し上げます。

なお、新入学児童の増加等により啓発品が不足する場合は、追加分をお届けしますので、当協会事務局（TEL 26-7115、FAX 26-7116）までご連絡下さい。



新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- ☐ 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- ☐ 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- ☐ 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- ☐ 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- ☐ 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- ☐ 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- ☐ 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- ☐ 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- ☐ 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- ☐ 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の
判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明



＜児童生徒等＞

- ・ 当該児童生徒等について，学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について，濃厚接触者にあたりと特定された場合，同条に基づく出席停止

＜学校＞

設置者は，

- ・ 当該感染者の症状の有無
 - ・ 学校内における活動の態様
 - ・ 接触者の多寡
 - ・ 地域における感染拡大の状況
 - ・ 感染経路の明否
- 等

総合的に考慮し，都道府県等の衛生主管部局と十分に相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ (学校保健安全法第 19 条)



学校の全部又は一部の
臨時休業を実施 (学校保健安全法第 20 条)

※今後，どこかの地域でオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合には，3 月 19 日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。

じどうせいと 児童生徒のみなさんへ

しんがた かんせんしょう かん じんけん はいりよ ぼうし
～新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮といじめの防止について～

とっとりけんきょういくいんかいじんけんきょういくか
鳥取県教育委員会人権教育課

しんがた かんせん ぜんせかい かくだい なか にほん せかい きょうりよく かんせんしょう
新型コロナウイルスへの感染が全世界で拡大する中、日本は世界と協力して感染症
かくだいぼうし と く かんせん ひと かぞく ちりょう いりょうかんけいしゃ
の拡大防止に取り組んでいます。感染した人やその家族、治療にあたった医療関係者、
とくてい くに ひと たい ひぼうちゅうしょう こんきよ さべつてき か こ えすえぬえす み
特定の国の人に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みなどがSNSなどで見ら
れます。また、それをうのみにしてかくさん はん あん ひろ こうい
拡大したりすることは、不安をさらに広げる行為です。
ひと きずつ ことば こうどう けつ み ぢか ひと かくにん
人を傷付けるような言葉や行動は、決してあってはなりません。身近な人と確認しあ
たり、科学的に考えたりすることで、間違った情報にまどわされないように落ち着いて
こうどう
行動しましょう。

しんがた かんせんしょう かん
そして、新型コロナウイルス感染症に関するいじめなどもあってはなりません。あな
たのまわ ふあん きも かか ひと み やさ こえ
たの周りで不安な気持ちを抱えている人を見かけたら、優しく声をかけるなど、みんなで
いっしょ ささ いて たちば おも こうどう
一緒に支えてあげてください。相手の立場にたって思いやりをもって行動しましょう。

こころ きずつ とう じんけんしんがい おな い
もし心が傷付いたときは、ひとりで悩まず、すぐに家族や友達、学校の先生など、信頼
できるひと そうだん ちよくせつそうだん はなし き でんわそうだん
の人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談など
そうだんまどぐち りよう
の相談窓口も利用できます。

とう じんけんしんがい おな い
これらのことはいじめ等のすべての人権侵害について同じことが言えます。みんなが、
じぶん ほか ひと たいせつ あんしん す がっこう つく
自分も他の人も大切にし、だれもが安心して過ごせる学校を作りましょう。

そうだんまどぐち じかん むりよう そうだん
【相談窓口】 (24時間いつでも無料で相談できます。)

〇いじめ110番 ばん でんわ
電話:0857-28-8718

〇24時間子供SOSダイヤル じかん こどもえすおーえす でんわ
電話:0120-0-78310

〇いじめ相談専用メール そうだんせんよう メール:ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp



ほごしゃ ＜保護者のみなさまへ＞

しんがた かんせんしょう あやま じょうほう かんせんしゃ いりょうかんけいしゃ がいこくじん
新型コロナウイルス感染症について、誤った情報による感染者、医療関係者、外国人の
かたなど たい さべつ など ほうどう ふたし じょうほう まど じんけんしんがい
方等に対する差別やいじめ等が報道されています。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につ
ながることのないようくに ちほうこうきょうだんたい こうてききかん はっしん ただ じょうほう にゅうしゅ
国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報入手する
ように努めていただき、ちいき かに だだ りかい にんしき え あ
地域・家庭において、正しい理解と認識を得られるように話し合
いましょう。また、こ へんか きづ かか しんばいなど ばあい
子どものささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、
かてい なや せつきよくてき がっこう かんけいきかんなど れんけい つと
家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるように努めてください。

【社会教育課】 令和2年3～4月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 2日	月	8:30	日本海新聞ふるさと大賞表彰式	町役場	
3月 3日	火	16:00	郡体育協会理事会	中部総合	
3月 4日	水	13:30	正善院修復工事完成検査	三徳山	県・町補助金関係
3月 5日	木	10:00	県人権文化センター調査研究発表会	未来中心	
3月 8日	日		2019年度差別事件報告・人権確立を目指す県民集会		→中止
3月13日	金	19:30	骨盤調整ヨーガ	文化ホール	→中止(当分の間)
3月15日	日	13:00	霊場三徳山調査成果報告会	ブランナール	→中止
3月17日	火	13:20 19:00	オリンピック聖火リレー担当課長会 町社会教育委員会	県警本部 町役場	
3月19日	木	15:30	三徳山御幸行列実行委員会③	町商工センター	
3月20日	金	10:00	町表彰(顕彰)・教育委員会表彰 表彰式等	町役場等	
3月21日	土	9:00	青空体験塾(ソバうち体験／閉塾式)	文化ホール	→中止
3月22日	日	10:30	県子ども会育成連絡協議会理事会	琴浦町	
3月24日	火	13:30	県人権文化センター臨時総会	鳥取市	→中止(書面決議)
3月25日	水	13:30	埋蔵文化財担当職員専門研修	県埋文センター	
3月27日	金		県スポーツ少年団委員総会		→中止

4月 5日	日	8:20	町グラウンド・ゴルフ春季大会	健康むら	→中止
4月 9日	木	15:30	郡体育協会理事会	琴浦町	
4月18日	土	9:00	青空体験塾(開塾式／運動会等)	文化ホール	
4月19日	日	10:00	御幸行列三朝温泉大回り		→延期
(未定)			町スポーツ少年団総会／結団式		
(未定)			町体育協会総会		
(未定)			郡スポーツ推進委員協議会総会		
(未定)			三徳山・小鹿溪保存活用計画策定委員会		
(未定)			日本遺産三徳山三朝温泉を守る会総会/理事会		
(未定)			三朝町文化団体連絡協議会総会		

▶花湯まつり(ジンショ) 5月 3日(日)～ 4日(月) →中止

▶東京2020オリンピック聖火リレー i n 三朝町 5月23日(土)10:40～10:55 →中止

▶三徳山正善院 竣工式(落慶法要) 5月24日(日)10:00～

西暦	月
2020	4

月間スケジュール 4月

	行事	備考
1日（水）	バイオリン美術館コンサートお話し会 移動図書館 / 本の宅配	バイオリン美術館 三徳センター
2日（木）	移動図書館 消費者相談	賀茂保育園・三喜苑・支援センター 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
3日（金）		
4日（土）		
5日（日）		
6日（月）	休館日	
7日（火）	移動図書館	菜の花
8日（水）	移動図書館	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
9日（木）	移動図書館	上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
10日（金）	1才半検診（配本）	文化ホール
11日（土）		
12日（日）		
13日（月）	休館日	
14日（火）	自閉症啓発展示・自死予防啓発展示 春のこども読書キャンペーン展示 あなたに贈りたい本キャンペーン展示	撤収 町立みささ図書館
15日（水）	移動図書館 本の宅配	加谷・J A 竹田・下西谷 三徳・三朝中・大柿・南学童
16日（木）	移動図書館 消費者相談	こども園・温泉病院 みささ図書館2階
17日（金）		
18日（土）		
19日（日）		
20日（月）	休館日	
21日（火）		
22日（水）	移動図書館	西学童・田代
23日（木）		
24日（金）		
25日（土）		
26日（日）		
27日（月）	祝日休館日（昭和の日）	
28日（火）		
29日（水）	休館日	
30日（木）	休館整理日／神倉配本 館内清掃（ワックス・シューター・窓ガラス）	

《特集》

■春のこども読書キャンペーン（4/14～5/27）

～ひとりで読んでも、読み聞かせしても おもしろい絵本100冊～

■あなたに贈りたい本

～新たな一歩を踏み出したあなたに贈る本～

議案第 6 号

三朝町共同学校事務室運営要綱の制定について

次のとおり三朝町共同学校事務室運営要綱を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【制定理由】

平成 29 年 3 月の学校教育法改正により、学校事務職員の職務規定が見直され、主体的・積極的に校務運営に参画することが求められる中、本町においては今年度、小中学校学校事務職員による共同学校事務室の試行運用に取り組んでおり、令和 2 年度より本格的に運用を開始することから、必要な規定等を整備する。

【要綱概要】

平成 18 年度に制定された「三朝町立小・中学校事務の共同実施組織運営要綱」を廃止し、「三朝町共同学校事務室運営要綱」を制定する。

新たに規定する項目として、室長等の職務や運営・業務内容が規定されたほか、室長の専決事項についての条項を規定している。

【施行期日】

令和 2 年 4 月 1 日

※三朝町立小・中学校事務の共同実施組織運営要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

三朝町教育委員会訓令第 号

三朝町共同学校事務室運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。）第25条の2の規定に基づき、共同学校事務室の運営及び業務に関して必要な事項を定めるものとする。

（室長等の職務）

第2条 室長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 共同学校事務室の総括
- （2） 共同学校事務室に係る運営及び業務計画の策定並びに業務の進捗管理及び評価
- （3） 共同処理を行う業務に関する業務分担の決定、調整、及び進行管理
- （4） 共同処理を行う業務の審査及び点検の総括
- （5） 第6条の規定により室長の専決事項とされた事務の決裁
- （6） 共同学校事務室を構成する学校（以下「構成校」という。）の校長との連絡調整
- （7） 教育委員会その他関係機関との連絡調整及び連携
- （8） 構成校の校務運営への参画
- （9） 室員に対する指導助言並びに研修の企画及び運営
- （10） 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室において必要と認められる事務

2 室長補佐は、共同学校事務室の業務が円滑に行われるよう室長を補佐し、業務の運営及び進行管理を行い、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

（三朝町共同学校事務室協議会の設置）

第3条 共同学校事務室の円滑かつ効果的な運営のため、三朝町共同学校事務室協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- （1） 構成校の校長
- （2） 共同学校事務室の室員
- （3） 教育委員会事務局の職員
- （4） その他教育長が必要と認める者

3 協議会は、教育委員会が必要に応じて招集し、その主宰のもとに次に掲げる事項について協議する。

- （1） 共同学校事務室による効果的かつ効率的な事務処理に関する事項
- （2） 共同学校事務室による学校の管理運営全般の支援に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、共同学校事務室全般に関する事項

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（運営）

第4条 室長は、共同学校事務室において処理する業務について、共同学校事務室を設置する学校（以下「設置校」という。）又は室長の本務校の校長と十分協議した上で、年度当初に共同学校事務室経営計画を作成し、教育委員会へ報告しなければならない。

2 室長は、共同学校事務室経営計画を変更する必要がある場合は、設置校又は室長の本務校の校長の了承を得た後、教育委員会へ報告するものとする。

3 室長は、年度末に年間の業務に関する評価を行い、教育委員会に報告しなければならない。

(業務)

第5条 共同学校事務室の業務は、共同学校事務室に参集して共同処理するほか、本務校及び構成校においても業務分担等により組織的に遂行するものとする。

(専決事項)

第6条 構成校の校長は、その権限に属する事務のうち別表に掲げる事務を室長に専決させることができる。ただし、次に掲げる場合は、専決させることができない。

(1) 事案が特に重要又は異例と認められる場合

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議が生ずるおそれがあると認められる場合

2 室長は、専決した事項について必要に応じ構成校の校長に報告しなければならない。

(本務及び兼務)

第7条 室員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、学校の事務を共同学校事務室で処理するに当たり、室員が本務校以外の構成校を兼務するよう鳥取県教育委員会へ内申する。

(服務)

第8条 室員の服務監督は、本務校の校長が行う。

2 構成校の校長は、共同学校事務室経営計画に基づき、当該構成校を本務とする事務職員に設置校及び兼務する構成校への出張を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

- 1 共同学校事務室に配分された予算における物品の購入及び検査に関すること
- 2 学校に配分された予算における物品の購入及び検査に関すること
- 3 学校に配分された予算の収支の原因となる行為について決裁を得た収入の通知及び支出命令
- 4 会計経理に係る軽易な報告に関すること
- 5 県費負担教職員の給与に関する証明又は報告に関すること
- 6 県費負担教職員の旅費に係る請求依頼の確認及び審査に関すること
- 7 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認その他の手続に関すること
- 8 保存年限を経過した文書の廃棄に関すること
- 9 前各項に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な照会、回答、報告、調査及び督促に関すること
- 10 前各項に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めること

議案第 7 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正理由】

令和 2 年度から町内小中学校に導入される共同学校事務室の運営及び業務等に関して、必要な事項を教育委員会が定める必要があること、また、学校教育法施行規則の改正により、新たに部活動指導員が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

【改正概要】

1. 共同学校事務室の運営及び業務等に関して、必要な事項を定める。
2. 学校に置くことができる職に、部活動指導員を加える。

【施行期日】

公布の日

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

三朝町教育委員会 教育長

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）

三朝町立小・中学校管理規則（平成 12 年三朝町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（共同学校事務室）</u> 第 25 条の 2 <u>教育委員会は、学校運営に関する支援、事務の効率化及び事務処理体制の整備を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づく共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）を学校のいずれかに置く。</u> <u>2 共同学校事務室に室長を置き、室長は共同学校事務室の室務をつかさどる。</u> <u>3 共同学校事務室に室長補佐を置く。</u> <u>4 共同学校事務室の室長、室長補佐及び室員は、学校の事務職員をもって充てる。</u> <u>5 共同学校事務室の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</u>	<u>（事務の共同実施）</u> 第 25 条の 2 <u>学校における事務処理の効率化及び学校運営に関する支援を行うため、事務の共同実施を行う。</u>

<u>(1) 教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務</u> <u>(2) 教職員の給与及び旅費の支給に関する事務</u> <u>(3) その他共同処理することが適当であると教育長が認める事務</u> 6 <u>前各項に定めるもののほか、共同学校事務室の運営及び業務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> (事務職員) 第 32 条 <u>学校に、事務主幹、事務副主幹又は事務主事を置く。</u> 2 <u>事務主幹、事務副主幹又は事務主事は、事務職員をもって充て、校長の監督を受けて事務をつかさどる。</u> 3 <u>事務主幹は、事務職員その他職員が行う事務を総括する。</u> 4 <u>事務副主幹は、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u> 5 <u>事務主事は、上司の命を受け、担当の事務をつかさどる。</u> (衛生推進者) 第 36 条の 2 略 <u>(部活動指導員)</u> 第 36 条の 3 <u>教育委員会が必要と認める学校に、部活動指導員を置く。</u> 2 <u>部活動指導員は、校長の監督を受け、教育計画に基づいて行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。)において技術的な指導に従事する。</u>	2 <u>事務の共同実施に関し必要な事項は、別に定める。</u> (事務職員) 第 32 条 <u>事務職員は、事務主幹、事務副主幹又は事務主事とする。</u> 2 <u>事務主幹、事務副主幹又は事務主事は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</u> (衛生推進者) 第 36 条の 2 略
---	--

<u>3 部活動指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する理解を有する者から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</u> <u>4 前3項に定めるもののほか、部活動指導員の配置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u>	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の制定について

次のとおり三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【制定理由】

昨年 12 月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）により、教育職員の時間外勤務の上限時間を定める必要があることから、必要な規定等を整備する。

【規則概要】

給特法の改正により、「超勤 4 項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、その上限時間を次のとおり定める。

- (1) 1 か月の時間外在校等時間について、45 時間以内
- (2) 1 年間の時間外在校等時間について、360 時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1 か月の時間外在校等時間 100 時間未満、1 年間の時間外在校等時間 720 時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内、かつ、時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 カ月まで）

※超勤 4 項目…生徒の実習関連業務・学校行事関連業務・職員会議・災害等での緊急措置など

【施行期日】

令和 2 年 4 月 1 日

三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

三朝町教育委員会教育長

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、公立の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適正な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

（上限時間の管理）

第2条 教育委員会は、三朝町立学校の教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1月について45時間

（2） 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1月について100時間未満

（2） 1年について720時間

（3） 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

（4） 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

（雑則）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 9 号

三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

次のとおり三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を策定することについて、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【策定理由】

昨年 12 月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）により、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされたことから、町教育委員会においても、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定する必要があるため。

【方針概要】

文部科学省の指針及び改正された給特法の第 7 条に基づき、町立学校における勤務時間の上限に関する時間や留意事項等の方針を以下のとおり定める。

1. 対象者

町立学校に勤務する教育職員（給特法第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員）

2. 勤務時間の上限時間

勤務時間外において、校内で教育職員が学校教育活動を行う時間及び校外で職務として従事する時間を総称して「在校等時間」とし、本方針の「勤務時間」とする。

3. 上限時間

- (1) 1 か月の時間外在校等時間について、45 時間以内
- (2) 1 年間の時間外在校等時間について、360 時間以内
- (3) 特例的な扱いとして、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行う場合、
1 か月の時間外在校等時間 100 時間未満、1 年間の時間外在校等時間 720 時間以内
(連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内、かつ、時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 か月まで)

4. 実効性の担保

服務管理権者である教育委員会は、学校、教育職員と協働して「教育職員の長時間勤務縮減に向けた取組」を進めるとともに、町長との共通認識のもと、「学校における働き方改革」を総合的に推進する。

5. 留意事項

本方針の趣旨に沿った取組の実施、在校等時間の客観的な測定、労働法規の遵守、教育職員の健康及び福祉の確保、本方針の趣旨に反する行為を定める。

【適用開始日】

令和 2 年 4 月 1 日

三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（案）

令和2年〇月 三朝町教育委員会

1. 趣旨

文部科学省は、平成31年1月に学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

さらに令和元年12月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正に伴い、ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされたことから、三朝町教育委員会においても教育職員の勤務時間の上限に関する時間等を定めた方針を策定し、実効性を担保しつつ、町立学校における「働き方改革」の実現に向けた取組を推進する。

2. 本方針の対象者

本方針は、町立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員）を対象とする。

なお、給特法の対象とならない職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

3. 勤務時間の上限時間

(1) 対象となる勤務時間

勤務時間外において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含め、教育職員が学校教育活動に関する時間として、出退勤管理システム等で外形的に把握することができる時間を対象とする。

なお、職務として参加する校外研修や校外学習や部活動など児童生徒等の引率等の職務に従事している時間も対象時間とみなす。ただし、自らの判断に基づいて行う勤務時間外の自己研鑽及び業務外の時間及び休憩時間は除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、この方針の対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限時間

① 1か月の在校等時間の総時間から「三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）」（以下「条例」という。）で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

① 上記(2)を原則としつつ、学校事故や児童生徒の指導上の重大事案が発生するなど、臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、勤務を要する日の在校等時間のうち、1か月の超過勤務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務時間の1か月あたりの平均が、80時間を超えないようにすること。

- ② また、超過勤務時間の１年間の合計が、720 時間を超えないようにすること。なお、この場合においては、勤務を要する日の在校等時間について、超過勤務時間の１か月の合計が 45 時間を超える月は、１年間に 6 月までとすること。

4. 実効性の担保

この方針の実効性を担保するため、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進める。

- (1) 教育委員会は、学校、教育職員と協働して「教育職員の長時間勤務縮減に向けた取組」を進め、「学校における働き方改革」を総合的に推進する。
- (2) 学校内で勤務時間の上限時間を超えた教育職員がいる場合は、長時間化を防ぐための業務分担の見直しや必要な環境整備等を検討し改善に努める。
- (3) 本方針について町長と共通認識のもと、必要に応じて状況等を報告するなど連携して取り組む。

5. 留意事項

- (1) この方針は、上限時間まで勤務を行うことを示すものではなく、在校等時間の長時間化を防ぐことを目的に取り組むべきものであり、上限時間の遵守のみを求めるものではない。
- (2) 所属長は、学校内では ICT の活用等により客観的に計測し、校外活動等の時間についても、本人への聞き取りや報告書の提出等により勤務内容の把握に努めるなど、客観的な方法により計測する。
- (3) 教育職員の休憩時間や休日の確保等については、労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 次のことに留意し、教育職員の健康及び福祉を確保する。
 - ① 教育委員会は、在校等時間が長時間化傾向にあり、一定時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導や健康診断を実施する。
 - ② 所属長は、終業から始業までに一定の継続した休憩時間を確保する。
 - ③ 教育委員会及び所属長は、年次有給休暇等の休日について、まとめた日数を連続して取得することを促進する。
 - ④ 教育委員会は、教育職員のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス対策として、必要に応じ産業医等による助言指導や保健指導を受けさせる。
- (5) 上限時間の遵守が形骸化し、学校教育にあって真に必要な活動をおろそかにすることがあってはならない。また、業務の持ち帰りは行わないこと。自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、方針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこと。
また、虚偽の在校等時間の記録を残す、又は残させることがあってはならない。

6. その他

本方針は令和２年４月１日から適用することとし、町立学校の教育職員における働き方改革の実施状況等の把握に努めるとともに、着実な取組を進めるものとする。

議案第 10 号

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 改正理由

令和 2 年 4 月 1 日付の組織改正に伴う変更

2 改正規則

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正

3 改正内容

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

三朝町教育委員会教育長

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会事務局組織規則（平成 24 年三朝町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前
（課等の設置） 第 3 条 事務局に次の組織を置く。 （1） 略 （2） 社会教育課 <u>教育文化係</u>、図書館 別表第 1（第 4 条関係） 分掌事務 1 略 2 社会教育課	（課等の設置） 第 3 条 事務局に次の組織を置く。 （1） 略 （2） 社会教育課 <u>社会教育係</u>、<u>文化財係</u>、<u>図書館</u> 別表第 1（第 4 条関係） 分掌事務 1 略 2 社会教育課 <u>社会教育係</u> <u>（1） 社会教育機関の運営に関するこ</u> <u>と。</u> <u>（2） 社会教育委員の委嘱に関するこ</u> <u>と。</u> <u>（3） 社会教育団体の指導育成に関する</u> <u>こと。</u>

	(4) <u>講座の開設及び討論会、講習会、研修会、講演会、展示会、その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること。</u> (5) <u>成人教育に関すること。</u> (6) <u>社会教育の資料の刊行及び配付に関すること。</u> (7) <u>社会教育のために必要な設備、機器及び資料の提供に関すること。</u> (8) <u>情報の交換及び調査研究に関すること。</u> (9) <u>児童・生徒の安全安心に関すること。</u> (10) <u>視聴覚教育に関すること。</u> (11) <u>人権・同和教育に関すること。</u> (12) <u>社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</u> (13) <u>三朝町スポーツ推進委員の任免及び会議に関すること。</u> (14) <u>スポーツの推進に関すること。</u> (15) <u>体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</u> (16) <u>三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例(昭和 56 年三朝町条例第 19 号)の規定により設置された三朝町農林漁業者健康増進施設の管理に関すること。</u> (17) <u>公民館活動に関すること。</u> (18) <u>その他社会教育、社会体育に関すること。</u> 文化財係 (1) <u>文化財保護調査委員の委嘱に関すること。</u> (2) <u>文化財の保護に関すること。</u> (3) <u>三徳山の世界遺産の登録推進に関すること。</u>
教育文化係 (1) <u>社会教育機関の運営に関すること。</u> (2) <u>社会教育委員の委嘱に関すること。</u> (3) <u>社会教育団体の指導育成に関すること。</u> (4) <u>講座の開設及び討論会、講習会、研修会、講演会、展示会、その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること。</u>	

- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 社会教育の資料の刊行及び配付に関すること。
- (7) 社会教育のために必要な設備、機器及び資料の提供に関すること。
- (8) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (9) 児童・生徒の安全安心に関すること。
- (10) 視聴覚教育に関すること。
- (11) 人権・同和教育に関すること。
- (12) 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (13) 三朝町スポーツ推進委員の任免及び会議に関すること。
- (14) スポーツの推進に関すること。
- (15) 体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (16) 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例(昭和 56 年三朝町条例第 19 号)の規定により設置された三朝町農林漁業者健康増進施設の管理に関すること。
- (17) 公民館活動に関すること。
- (18) その他社会教育、社会体育に関すること。
- (19) 文化財保護調査委員の委嘱に関すること。
- (20) 文化財の保護に関すること。
- (21) 三徳山の世界遺産の登録推進に関すること。

別表第 2（第 9 条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町社会教育委員会	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の規定による三朝町社会教育に関し教育委員会に助言するための事務	社会教育課教育文化係
三朝町文化財保護調査委員会	三朝町文化財保護条例(昭和 48 年三朝町条例第 20 号)第 3 条第 2	社会教育課教育文化係

別表第 2（第 9 条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町社会教育委員会	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の規定による三朝町社会教育に関し教育委員会に助言するための事務	社会教育課社会教育係
三朝町文化財保護調査委員会	三朝町文化財保護条例(昭和 48 年三朝町条例第 20 号)第 3 条第 2	社会教育課文化財係

	項の規定による文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行うための事務			項の規定による文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行うための事務	
--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 11 号

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 改正理由

人事異動に伴う関係する規程の改正

2 改正内容

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会訓令第 号

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月 日

三朝町教育委員会教育長

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示並びに削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前																					
(専決事項) 第4条 教育総務課長、社会教育課長及び<u>図書館</u> <u>長</u>の専決事項は、別表のとおりとする。 (代決の順序) 第5条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に 定める順位によりその事務を代決することが できる。 <table><tr><td>正当決裁権者</td><td>第1順位者</td><td>第2順位者</td></tr><tr><td>教育長</td><td>教育総務課長</td><td>社会教育課長 <u>図書館長</u></td></tr><tr><td>課長</td><td>課長補佐</td><td>主務所長</td></tr><tr><td><u>図書館長</u></td><td>主事</td><td></td></tr></table>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	教育長	教育総務課長	社会教育課長 <u>図書館長</u>	課長	課長補佐	主務所長	<u>図書館長</u>	主事		(専決事項) 第4条 教育総務課長、社会教育課長及び<u>参事</u>の 専決事項は、別表のとおりとする。 (代決の順序) 第5条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に 定める順位によりその事務を代決することが できる。 <table><tr><td>正当決裁権者</td><td>第1順位者</td><td>第2順位者</td></tr><tr><td>教育長</td><td>教育総務課長</td><td>社会教育課長</td></tr><tr><td>課長</td><td>課長補佐</td><td><u>主務館長</u> 主務所長</td></tr></table>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	教育長	教育総務課長	社会教育課長	課長	課長補佐	<u>主務館長</u> 主務所長
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																				
教育長	教育総務課長	社会教育課長 <u>図書館長</u>																				
課長	課長補佐	主務所長																				
<u>図書館長</u>	主事																					
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																				
教育長	教育総務課長	社会教育課長																				
課長	課長補佐	<u>主務館長</u> 主務所長																				

2 略

別表（第4条関係）

教育総務課長専決事項 略

社会教育課長専決事項 略

2 第1項の場合において、課に参事を置いた場合には、参画させる事務に限り、同項の表中「課長」とあるのは「参事」とする。

3 略

別表（第4条関係）

教育総務課長専決事項 略

社会教育課長専決事項 略

社会教育課参事専決事項

(1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ常例的な届出及び申告並びに許可、認可に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(2) 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(3) 諸証明書、謄本及び抄本の交付に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(4) 公簿及び公文書の閲覧許可に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(5) 期限のある物件の督促に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(6) 物件の軽易な貸付け及び使用許可に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(7) 軽易な建設工事等に關する監督及び竣工検査に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(8) 工事完成届の確認に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(9) 事務局内の物品の請求及び返納に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(10) 課内職員の分担事務の決定に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(11) 課内職員の年次有給休暇の承認に關すること（参画する事務に係るものに限る）。
ただし、7日以上に及ぶものを除く。

(12) 課内職員の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(13) 課内職員の時間外勤務命令に關すること（参画する事務に係るものに限る）。

(14) 課内職員の代休及び週休日の振替えに關すること（参画する事務に係るものに限る）。

- (15) 軽易な行政資料の収集に関すること（参画する事務に係るものに限る）。
- (16) 所管文書の整理、編集及び保存に関すること（参画する事務に係るものに限る）。
- (17) 所管施設の維持管理及び使用に関すること（参画する事務に係るものに限る）。
- (18) 所管町車両の管理及び使用に関すること。
- (19) 各課及び教育機関との連携の調整に関すること（参画する事務に係るものに限る）。
- (20) 軽易な告示及び公告に関すること（参画する事務に係るものに限る）。
- (21) 公印の保管に関すること。
- (22) 建物・物品の維持管理に関すること。
- (23) 図書館の広報に関すること。
- (24) 関係諸機関との連絡調整に関すること。
- (25) 図書・逐次刊行物購入に関すること。
- (26) 寄贈、寄託資料に関すること。
- (27) 図書の廃棄に関すること。
- (28) 図書館協議会に関すること。
- (29) 図書や保管資料の貸出業務に関すること。
- (30) 図書や資料の調査・相談業務に関すること。
- (31) 移動図書館の運営に関すること。
- (32) 図書館資料の図書館相互の貸出に関すること。
- (33) 地域の文庫活動に関すること。
- (34) 読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること。
- (35) 学校図書館・公民館図書室との連絡調整に関すること。
- (36) その他前各号に準ずる軽易なこと。

図書館長専決事項

- (1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ常例的な届出及び申告並びに許可、認可に関すること。
- (2) 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に関すること。
- (3) 諸証明書、謄本及び抄本の交付に関すること。
- (4) 公簿及び公文書の閲覧許可に関すること。

- (5) 期限のある物件の督促に関すること。
- (6) 物件の軽易な貸付け及び使用許可に関すること。
- (7) 軽易な建設工事等に関する監督及び竣工検査に関すること。
- (8) 工事完成届の確認に関すること。
- (9) 事務局内の物品の請求及び返納に関すること。
- (10) 課内職員の分担事務の決定に関すること。
- (11) 課内職員の年次有給休暇の承認に関すること。
ただし、7日以上に及ぶものを除く。
- (12) 課内職員の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に関すること。
- (13) 課内職員の時間外勤務命令に関すること。
- (14) 課内職員の代休及び週休日の振替えに関すること。
- (15) 軽易な行政資料の収集に関すること。
- (16) 所管文書の整理、編集及び保存に関すること。
- (17) 所管施設の維持管理及び使用に関すること。
- (18) 所管町車両の管理及び使用に関すること。
- (19) 各課及び教育機関との連携の調整に関すること。
- (20) 軽易な告示及び公告に関すること。
- (21) 公印の保管に関すること。
- (22) 建物・物品の維持管理に関すること。
- (23) 図書館の広報に関すること。
- (24) 関係諸機関との連絡調整に関すること。
- (25) 図書・逐次刊行物購入に関すること。
- (26) 寄贈、寄託資料に関すること。
- (27) 図書の廃棄に関すること。
- (28) 図書館協議会に関すること。
- (29) 図書や保管資料の貸出業務に関すること。
- (30) 図書や資料の調査・相談業務に関すること。
- (31) 移動図書館の運営に関すること。
- (32) 図書館資料の図書館相互の貸出に関すること。

(33) <u>地域の文庫活動に関すること。</u> (34) <u>読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること。</u> (35) <u>学校図書館・公民館図書室との連絡調整に関すること。</u> (36) <u>その他前各号に準ずる軽易なこと。</u>	
--	--

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第12号

令和2年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和2年度小中学校職員等の配置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第13号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第4号により、本委員会の同意を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第14号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第4号により、本委員会の同意を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第15号

令和2年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和2年度小中学校校医等の委嘱について、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、次のとおり委嘱したいので、本委員会の意見を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第24条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第16号

名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

次のとおり名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第129条の2の規定に基づく名勝及び史跡三徳山及び名勝小鹿溪の保存及び活用に関する計画の作成に関して必要な事項を検討するため、名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、三朝町教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

参 考

文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日)

(法律第二百十四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

・
・
・

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

議案第17号

三朝町社会教育委員の委嘱について

次のとおり三朝町社会教育委員の委嘱について、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、次のとおり委嘱したいので、本委員会の意見を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

- 社会教育法（昭和24年 法律第207号）
（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

- 三朝町社会教育委員に関する条例（昭和30年6月3日 条例第15号）
（組織）

第2条 委員の定数は、12人とする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

協議事項

三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について

次のとおり三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について、三朝町長より協議の申し入れがあったので、本委員会の意見を求める。

令和2年3月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

三朝町立小中学校における
G I G A スクール構想の実現に向けた計画書
(案)

令和 2 年 3 月
三朝町教育委員会

目 次

1. ICT活用計画及び達成目標を踏まえたフォローアップ計画	1
（1）各年度におけるICT活用目標	1
（2）指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応	1
（3）達成状況を踏まえたフォローアップ	2
2. 通信ネットワーク環境整備計画	3
（1）校内LAN整備計画	3
（2）LTE等活用計画	3
3. 学習者用コンピュータ配備計画	4
（1）対象児童生徒数及び必要整備台数	4
（2）各年度の整備計画	4
（3）1台あたり児童生徒数	5
4. 広域・大規模での共同調達実施計画	7
（1）共同調達の実施の有無	7
（2）共同調達の実施概要	7
5. 計画の取扱い等に関する事項	8

Ⅰ. ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

各年度におけるICT端末の活用目標値及びその達成状況を踏まえたフォローアップの内容については次のとおりとする。

(1) 各年度におけるICT活用目標

【令和元年度（現状）】

- ・ 小学校から中学校までのどのクラスにおいても、各学期に1度以上は授業でICT端末を活用する。

【令和2年度（目標）】

- ・ 小学校から中学校までのどのクラスにおいても、月複数回、授業でICT端末を活用する。

【令和3年度（目標）】

- ・ 小学校から中学校までのどのクラスにおいても、週複数回、授業でICT端末を活用する。

【令和4年度（目標）】

- ・ 小1から小3までにおいては各クラス週複数回、小4から中3までにおいては毎日、授業でICT端末を活用する。

【令和5年度以降（目標）】

- ・ 小1から小3までにおいては各クラス週複数回、小4から中3までにおいては毎日複数回、授業でICT端末を活用する。

※ 本町においては、1人1台端末の整備を令和2年度中に一括して行うこととしているが、国の方針では令和2年度中に小5から中1までの整備を優先して行うこととされており、全国的な供給数の関係で令和2年度中の全台整備が行えない可能性があるため、そうなった際は、整備された学年において上述の目標を適用する。

(2) 指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応

- ・ 令和元年度にICT支援員を1人配置（訪問頻度は2校へ週1日）し、令和2年度以降は訪問頻度を2校へ週2日とする。

※ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」におけるICT支援員に係る目標水準は4校に1人配置とされており、本町では令和2年度以降同水準を達成する見込み。

- ・ I C Tを活用した授業実践について、そのノウハウをマニュアル化（可視化）することで、活用に係る教員の負担を軽減する。
- ・ 校務支援システムを活用した相互連絡を行うことで校務の効率化を推進する。

（３）達成状況を踏まえたフォローアップ

- ・ 年度ごとに各校の I C T活用状況を取りまとめて公表するとともに、目標未達成の学校においては I C T活用に関する研修実施及び教員間の意見交換を行う。
- ・ 各年度における I C T活用指導力調査の結果を踏まえて、各校に対する研修内容を検討し、実施する。

2. 通信ネットワーク環境整備計画

本町における、1人1台環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境に関する整備計画については、次のとおりとする。

(1) 校内LAN整備計画

- ・ 三朝小学校、三朝中学校とも、1Gbpsの校内LANを整備しているが、校内全てには至っておらず、結果として1Gbps未満の通信速度となっている状況。
- ・ 両校ともに、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に10Gbpsの校内LANを整備予定。
- ・ 校内での同時利用端末台数が増加することを鑑み、無線APを各教室に1台以上配置予定。
- ・ インターネット接続については、光回線により令和2年度中に上記校内LANの更新と合わせて状況を確認のうえ、必要に応じて増強する予定とし、同時利用率を考慮して1台あたり2Mbps程度の通信速度を確保する方向とする。

(2) LTE等活用計画

- ・ 三朝小学校、三朝中学校とも校内LANを更新し、無線APによるインターネット接続を利用することとしているため、原則としてLTE等は活用しない。
- ・ ただし、外国籍児童生徒の校外学習等に必要と認められる場合は、民間事業者のLTE回線を利用することとし、必要な端末のLTE（5G）通信料を確保する。

3. 学習者用コンピュータ配備計画

本町における、地方財政措置の活用を含む一般財源または端末補助事業により整備する1人1台学習者用コンピュータの配備計画については、次のとおりとする。

(1) 対象児童生徒数および必要整備台数

- ・ 対象児童生徒数：合計489人
(小1：43人、小2：46人、小3：46人、小4：56人、小5：60人、
小6：55人、中1：53人、中2：63人、中3：67人)

※ 令和元年度補正予算では、2019年5月1日現在の学校基本調査の確定値を用いることとされている。

- ・ 必要整備台数：合計413台

※ 対象児童生徒数から2018年度末時点の整備済台数を除した数。ただし、令和5年度までに更新が必要となる台数を含む。

(2) 各年度の整備計画

	2018 年度 (実績)	2019 年度 (計画)	2020 年度 (計画)	2021 年度 (計画)	2022 年度 (計画)	2023 年度 (計画)
整備台数(台)	49	27	413			
うち 補助事業分	—	—	326	—	—	—
うち 新規分	—	—	326	—	—	—
うち 更新分	—	—		—	—	—
うち 補助以外分	49	27	87			
うち 新規分	9	17	87			

	うち 更新分	40	10				
学年等別台数 (台)	小1	7	4	33			
	小2	7	4	36			
	小3	7	4	36			
	小4	7	5	43			
	小5	7	5	46			
	小6	8	5	42			
	中1	2		52			
	中2	2		61			
	中3	2		64			
	うち 特別支 援学級 分	3	1	28			
	予備						

※ 「うち補助事業分」は、地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超える、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータの新規整備または更新の分とし、地方財政措置算定分については、2022年度までに整備を行うこととされている。

(3) 1台あたり児童生徒数

	2018 年度 (実績)	2019 年度 (計画)	2020 年度 (計画)	2021 年度 (計画)	2022 年度 (計画)	2023 年度 (計画)
累計整備台数 (台)	90	117	489	489	489	489
うち 自主財源・地 方財政措置分 (台)	90	117	163	163	163	163

1台あたり児童 生徒数（人）	5.6	4.3	1.0	0.9	0.9	0.9
自主財源・地方 財政措置分1台 あたり児童生徒 数（人）	5.6	4.3	3.0	2.8	2.7	2.7

※ 累計整備台数欄には、各年度末時点で整備済の学習者用端末の総数（2018年度以前の整備分も含む）を記載

4. 広域・大規模での共同調達実施計画

G I G A スクール構想の実現に向けた端末の整備にあたっては、県全域による共同調達を行うこととし、その計画については次のとおりとする。

※ 共同調達には、知見の少ない自治体でも容易に整備が可能となることや、大量調達となり価格等の交渉力が高まる、教員における異動時の負担軽減などの利点があることから、可能な限り都道府県単位での共同調達を行うことが推奨されている。

(1) 共同調達実施の有無

実施予定あり / 実施予定なし

(2) 共同調達の実施概要

- ・ 令和2年度の端末整備について、鳥取県のとりまとめにより、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町の計18団体が参加して、すでに設置されている「鳥取県自治体ICT共同化推進協議会」で共同調達を実施予定。

【スケジュール】

令和2年3月 共同調達仕様書作成
4月 入札
5月 各自治体で契約

※ 国が提示したモデル例を参考に各学校でのICT活用を想定して独自に仕様書を作成し、安価で簡便な調達と持続可能な学校ICT環境の運用実現に向ける。

5. 計画の取扱い等に関する事項

本計画の位置付けや公表などの取扱いについては次のとおりとする。

- ・ 本計画を、将来的に本町で策定することとしている「教育ＩＣＴ戦略（仮称）」の一部として活用する。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第４７号）第９条において、国が定める「学校教育情報化推進計画」（本年夏ごろに策定予定）に基づき、「都道府県（市町村）」は、（略）その都道府県（市町村）の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。

- ・ 本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮ったうえで国に提出後、自治体のホームページ等で公表する。